

HPVワクチンのキャッチアップ接種 条件付き期間延長について

令和 7 年 1 月 7 日 定例記者会見資料
保健所保健総務課

子宮頸がんを予防する HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンのキャッチアップ接種の期限は、令和 7 年 3 月 31 日まででしたが、昨年夏以降の駆け込み需要の増加により、ワクチンの供給が一時、不安定になった地域があったため、国は、以下の条件を満たす方の接種期限を 1 年間延長する方針を示しました。

また、現在、定期接種の最終年度である高校 1 年生相当（平成 20 年度生まれの女性）の方も、同様の条件で 1 年間、キャッチアップ接種の対象となります。

期間延長の接種対象となる条件（①、②ともに満たすこと）

- ① 平成 9 年度から平成 20 年度生まれの女性であること
（平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方）
- ② 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間中、HPV ワクチンを 1 回以上接種していて、まだ接種が完了していない方

※9 価ワクチンの場合、間隔を空けて 3 回接種し、完了するまで 6 か月間かかります。

無料で接種を受けられる期間

上記要件を満たしていれば、令和 8 年 3 月 31 日まで

注 意 事 項

これまで一度も接種したことが無い方に加えて、以前に接種歴のある未完了の方であっても、②のキャッチアップ期間中に 1 回も接種していない場合は、今回の期間延長の対象外となります。このため、この 3 年間で全く接種していない未完了の方は、まずは令和 7 年 3 月 31 日までに一度、接種を受けられますよう御注意願います。

なお、対象と思われる方には、今月中に個別に勧奨ハガキを発送する予定です。

《 担当 保健所保健総務課 保健管理グループ 直通 0134-22-3119 》